



(仮称)歴史情報・公文書館の名称決定

2024（令和6）年度中の開館を目指し整備を進めている（仮称）歴史情報・公文書館について、名称は次のとおりになります。

1 名称

名称「郡山市歴史情報博物館」

《名称のコンセプト》

普遍性を持ち誰もがわかりやすい名称とする。

- ・本市の歴史的特質である「交流の歴史」「多様性」「境界性」の発信を図る施設であること。
- ・豊かな地域史像を発信する拠点施設となること。
- ・文化教育の振興に寄与する中核施設となること。

【特性】

博物館：様々な人々が集まり、学び、楽しみ、考え、未来と繋がる発見と創造の場。

公文書館：歴史資料として重要な公文書等の適切な保存と利用を図ることを目的とする施設。

※郡山市歴史情報博物館は、博物館機能、文化財収蔵機能に公文書館機能を併せ持つ施設。



2 事業スケジュール

2023(令和5)年度

2024(令和6)年度

2025年度

(仮称) 歴史情報・公文書館

(建築工事、収蔵棚制作、展示製作など)

開館

●
設置条例制定

●
設置条例施行

博物館の区分 (博物館法第2条、第31条)

※職員の配置や開館日数等により区分



博物館区分	内 容	市内の施設
登録博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集、保管する施設。 ・ 資料を展示し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う。 ・ 国及び県が定める文化財の収蔵、保管環境などの一定基準以上が必要。 ・ <u>博物館登録原簿に登録されたもの</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郡山市歴史情報博物館 ※開館後申請予定 ・ 郡山市立美術館
博物館相当施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館に相当する施設として指定されたもの</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安積歴史博物館
博物館類似施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館と<u>同種の事業を行う施設</u> (登録又は指定を受けていないもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開成館 ・ 歴史資料館 ・ ふれあい科学館 ・ 文学の森資料館